

介護保険負担限度額認定証の更新時期です

現在、介護保険負担限度額認定証を利用している方は、有効期間が7月31日までです。引き続き施設サービスを利用される方は改めて申請が必要になりますので、お忘れなく申請してください。

※今後、介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院)やショートステイの利用予定がない場合、更新の必要はありません。

【介護保険負担限度額認定制度とは】

介護保険施設に入所中(ショートステイ含む)の方の食費・居住費について、ご本人の自己負担が原則となっていますが、食費・居住費が過重な負担にならないよう所得に応じた負担限度額を設ける制度です。

(例) 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方

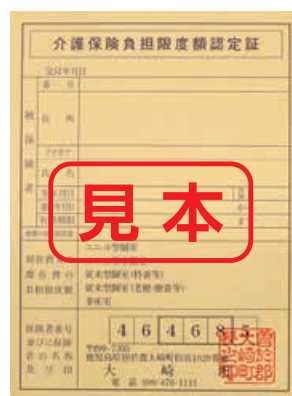
【入所施設での食費】 基準額:1,545円/1日

介護保険負担限度額認定適用:1,420円/1日

【提出書類】

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②本人および配偶者が所有する全ての預貯金などの通帳残高の写し

【提出先】 保健福祉課介護福祉係、または野方支所



ふるさと納税を活用した事業の紹介 VOL.23

このコーナーでは、全国の方々からいただいたふるさと納税(ふるさと応援基金)を活用した事業について連載で紹介していきます。

大崎町立小中学校GIGAスクール構想 第2期対応端末

大崎町では、GIGAスクール構想第2期を踏まえ、セルラーモデルの学習用端末を更新しました。

AIドリルの導入やICT環境の充実により、児童生徒一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進し、教育の質の向上を図ります。



令和7年度ふるさと応援基金を活用した金額 6,070万円

